

防府市議会 議会報告会

- 1 開会あいさつ
- 2 出席議員の紹介
- 3 議会報告会
 - ① 市議会の仕組みと役割
 - ② 議会で協議・審議した主な内容
 - ア 山頭火ふるさと館の整備について
 - イ 市長等特別職の退職金について
 - ウ 地方創生と防府市総合計画の見直しについて
 - ③ 議員提案により制定された条例
 - ア 政治倫理条例の制定について
 - イ 中小企業振興基本条例の制定について
 - ④ 特別委員会での取組み
 - ア 総合交通体系について
 - イ 庁舎建設について
 - ⑤ その他
 - ア 排水対策について
 - ⑥ 前回の議会報告会での質問・要望等(別添)
- 4 意見・提言
- 5 閉会あいさつ



【議場コンサート】

防府市議会

2015/5/14~5/22

① 市議会の仕組みと役割

市政と市議会

私たちの郷土防府市をよりよい街にしていくためには、市民が街づくりの問題について、みんなで話し合って進めていくことが住民自治の理想ですが、市民全員が参加して話し合うことは、実際には難しいものです。

そこで、私たちは代表者を選び、その代表者に自分の代わりに話し合ってもらうわけです。

この代表者が、「市長」と「市議会議員」です。

市長は、議会の意思に沿って、住みよい街づくりの実行を受け持ち、市議会議員は、市議会を構成して、市長が市政を行うのに必要な条例や予算などを決めます。

このような動きから、市長を執行機関、議会を議決機関と呼び、両者は、市政の発展のために活動しています。

市議会の主な役割	
議決	条例や予算など審査、決定します。
同意	副市長等人事案件に同意します。
検査、監査	市の事務を検査、監査委員に監査を請求します。
調査	市政全般について調査を行う権限で、地方自治法第100条に規定され「百条調査権」といわれています。
選挙	議長・副議長などの選挙をします。
意見書提出	国、国会や県に意見書を提出します。
請願・陳情	市民からの請願・陳情を審査します。

【市議会の仕組み】

●議員

市議会を構成する議員は、4年ごとに選挙によって選ばれ、議員定数は25人です。

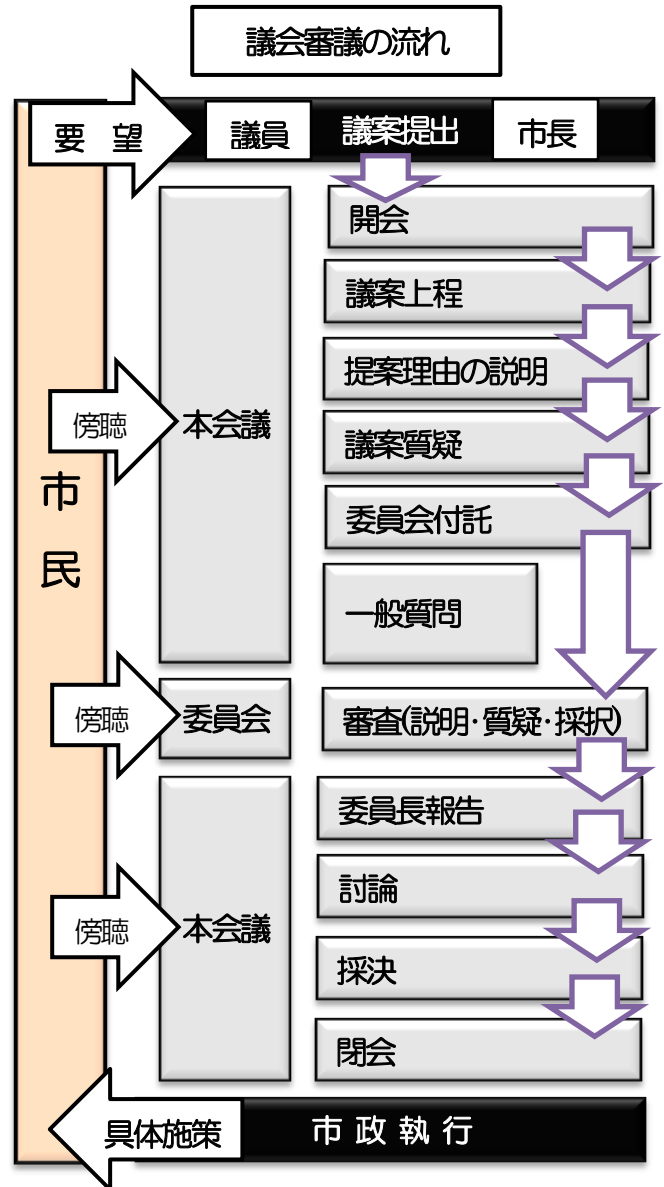
●委員会

- ・常任委員会（任期2年）

委員会名	委員数	所管事項
総務	9	防災・広報・統計・政策・地域振興・文化・スポーツ・財政・入札・選挙・消防など
教育厚生	8	福祉・介護・保健衛生・教育・学校・文化財・図書館など
環境経済	8	生活・環境・産業・観光・競輪・土木・都市計画・建設・上下水道など
予算	24	一般会計予算（議長を除く）

- ・特別委員会…総合交通体系調査特別委員会、庁舎建設調査特別委員会

- ・議会運営委員会…会議の期間や議案審議の段取りなどを決めます。



② 議会で協議・審議した主な内容

ア 山頭火ふるさと館の整備について

これまでの経緯

- 平成 23 年 3 月山頭火ふるさと館基本計画策定経費が平成 23 年度当初予算に計上
- 平成 23 年 8 月に議会に「山頭火ふるさと館検討協議会」設置→その後土地購入予算 3 度否決
- 平成 25 年 9 月議会で土地購入予算を承認
- 平成 26 年 3 月議会で基本設計・実施設計等の予算を承認
- 平成 26 年度「山頭火ふるさと館検討協議会」で基本設計、資料収集など協議（4 回）
建設予定地一帯が「宮市まちなみ遺跡」（平成 25 年 8 月 20 日指定）に埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に指定されたことによる発掘調査の結果、街道に面した町屋の裏方の井戸の跡などの遺構を残すことを検討しています。

山頭火ふるさと館検討協議会での取組み（平成 26 年度）

市執行部は、火事で消失した宮市本陣兎部家を整備する計画を持っていますが、昨年 12 月以降、文化庁との協議において、兎部家の高さが 6.5m であり、その隣に計画中の山頭火ふるさと館の高さが 2 倍以上の 13.5m となることが疑問視され、基本設計の変更が必要となりました。

このことは、平成 27 年 2 月の第 10 回協議会であきらかになりました。

そのため、平成 26 年度中に終わる予定であった基本設計・実施設計が平成 27 年 8 月頃にまでずれこみ、開館の予定が、平成 29 年 10 月となる見込みです。

これまでに示された基本設計の中間案では、2つの平屋建物とし、中間に井戸の遺構を中庭として残し、宮市の町屋的なものとする案が協議会に示されました。

駐車場に関しては、整備予定地前の東西の道路は狭く、交通量も多いため、この道路沿いを避けて、近隣の他の場所に整備したいとの市執行部の考えですが、場所については検討中であり、決まっていません。身障者用の駐車場は近くに整備することを市執行部は検討中です。

展示資料収集状況

一次資料等の収集状況は、次のとおり市執行部から報告を受けていますが、寄贈を受けたもの他、掛け軸、ハガキ等を購入し、順次充実をさせています。

種 類	数量	単位	備 考
句集	2	冊	購入：草木塔（そうもくとう）、五句集（夜長）
七句集	2	セツ	購入：七句集（復刻版）2セツ 寄贈予定：実物1セツ
ハガキ	36	枚	購入：36枚（うち1枚複製品）
掛け軸	8	本	購入：山頭火6本、河東碧梧桐1本 寄贈：1本（山頭火ふるさと会）
短冊	18	枚	寄贈：山頭火18枚（山頭火ふるさと会）
層雲（原版）	14	冊	購入：原版13冊、復刻版97巻(1) 寄贈予定：原版2冊
その他	5	点	購入：徳利1点 寄贈：徳利、酒樽1点（いずれも山頭火ふるさと会） 酒樽木片1点、まくら木1点
合 計	85		購入：62点 寄贈：23点

参考：山口市小郡文化資料館 約 75 点（掛け軸 16、ハガキ 13、短冊 8、屏風 6、句集 5、その他 27）

イ 市長等特別職の退職金について

職員退職手当支給条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

【改正案】

平成27年3月議会において、特別職4役について、下記のとおり増額改定する内容で条例が提案されましたが、賛成少数で否決されました。

役職	改正案 ←	現行
市長	1,969万9千円	386万6千円
副市長	1,215万6千円	315万8千円
常勤監査委員	482万9千円	237万円
教育長	748万8千円	275万6千円

討論の内容

【賛成】

- 第三者機関である報酬等審議会が答申されたことに反対する理由は見当たらない。市長、特別職の要職につかれ、その重責を全うされた方には、当然それなりの退職金は必要。
- 現行では、市長、副市長はもとより、常勤監査委員、教育長の退職手当も大幅に削減されており、支給額は県内で最下位、また全国の類似82団体中、81位という低さで、異常な水準と言わざるを得ない。
審議会委員には、議会の議決は覆すことができず、審議会の存在そのものに無力感を感じているという意見がある。
反対意見には根拠に乏しいものがあり、議員は誰が市長であっても、真にあるべき退職金の水準を考えるべきである。

【反対】

- 市民の中には4年の任期ごとに約2千万円の退職金を受け取ることに對して違和感が拭えないという声がある。全国的には、退職手当は廃止したほうがいいという意見もある中、現行制度が望ましいと考えている。
- 平成25年3月議会で議決された市長退職金の大幅な減額を10%程度の減額にとどめるもので、議会の議決を重く受けとめているとは言えない。激務である市長を初めとする特別職の収入については、月額給与額を引き上げ、退職金は現在の水準にとどめるべき。
- 市長の退職金等については、現行制度の方が市民に受け入れられる。
報酬等審議会では、市長の激務に対しては、十分な報酬が必要ということは理解できるので、市長の給与を審議すべき。
- 現行では、市長の退職金は4年間で約386万円となるが、改正案によると約1,970万円となる。このような高額な退職金を勤続4年で受け取ることは、市民感覚として到底理解できるものではない。
- 現在の計算方式は内閣総理大臣等の例に準じており、合理的である。平成24年の税制改革により、勤続5年以内の高額退職金を抑制する方向であり、退職金の引き上げには反対する。報酬等審議会には給与額を上げることの是非を諮問すべき。

ウ 地方創生と防府市総合計画の見直しについて

国においては、人口減少と地域経済の縮小の悪循環を断ち切るという視点などに立ち、平成26年度にまち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」を定め、人口減少対策と経済対策などの施策をするために「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しています。

国は、地方と連携して地方創生に取り組むこととしており、地方においても同様の計画を定めること求め、地方消費喚起などの経済対策を実施しています。

地方創生の目的

【地方消費喚起】

アベノミクスによる経済対策の効果は、まだ地方に波及していないので、地方に戦略策定を促し、緊急経済対策として交付金が交付されます。

地方が策定した計画を国で審査し、その計画に必要な費用を交付される予定です。

【地方創生】

地方の消費を喚起する経済対策を実施するとともに、今後の人口減少に歯止めをかけ、経済縮小を克服する政策を実施します。

平成27年度 地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の内容

事業名	内容	予算額
ほうふ幸せます商品券	20%プレミアム商品券	1億3,200万円
まちなか店舗リフォーム助成	限度20万円1/2助成	1,000万円
赤ちゃんの駅整備	授乳・おむつ替え施設整備促進	200万円
子ども医療費支給	小6年まで医療費無料・通院・入院	4,913万3千円
学びのイノベーション推進	タブレット端末整備(富海小・中、向島小)	772万6千円
いのちの誕生支援	不妊治療費助成	200万円
新規就農者支援	新規就農者支援	290万円
観光まちづくりプラットフォーム整備	観光のハットサービス整備	1,000万円

防府市総合計画の見直し

【第四次防府市総合計画(計画期間：H23年～H32年)の見直し→平成27年度策定予定】

平成27年度に総合計画の中間年度を迎えるにあたり、社会情勢の変化や基本計画の進捗状況を踏まえて見直しに向けた取組みを進めています。

総合計画を上位計画とし、重点プロジェクトとして地域創生総合戦略である「防府市人口ビジョン」と「防府市地域創生総合戦略」を策定します。

【今後の予定】

「防府市まちづくり委員会」において5年間の総合計画の見直し案を協議し、8月にパブリックコメントを実施して、12月議会への提案を経て決定していく予定です。

「議会まちづくり委員会」としても積極的に協議にかかわっていきます。

③ 議員提案により制定された条例

ア 政治倫理条例の制定（議員提案）

制定の経緯

防府市議会基本条例第26条第2項において、議員の政治倫理の規範を定めることとしており、条例の制定が求められていることから、平成25年7月から作業を進めていたものです。

平成26年7月にパブリックコメントを実施し、12月議会において全員の一致で可決しました。

主な内容（施行期日：平成27年4月1日）

【政治倫理基準】（第3条）

議員が守るべき政治倫理基準は次の6項目を定めている。

- ① 議員の品位と名誉を損なう行為の禁止
- ② 地位を利用した金品の授受の禁止
- ③ 市の許認可又は請負契約等に関して、特定のものに対して有利又は妨害等となる働きかけの禁止
- ④ 市の職員に対し公正な職務の執行を妨げる行為の禁止
- ⑤ 市の職員の人事への不当な関与の禁止
- ⑥ 政治的・道義的批判を受けるような寄附等の受領の禁止



【調査請求】（第4条）

議員が政治倫理基準に違反する疑いのある場合には、調査の請求ができる。

- ・市民の調査請求権・有権者の500分の1以上の署名
- ・議員の調査請求権・議員定数の8分の1以上の署名



【政治倫理審査会の設置、審査、報告】（第5条～第8条）

議員と学識経験者8人以内で組織する政治倫理審査会で審査し、その結果を議長に報告し、議長はその内容を公表する。



【信頼回復措置】（第9条）

当該の議員及び議会は市民の信頼を回復するための措置を講じなければならない。

【問責制度】（第10条、第11条）

収賄罪等による起訴後、議員にとどまる場合に、説明会の開催することができる制度。

- ・説明会を開催しない場合は、市民の連署（有権者の1/500以上）で、開催を要求できる。
- ・第一審で有罪判決を受けた議員についても同様。

イ 中小企業振興基本条例の制定（議員提案）

制定の経緯

平成27年3月議会において、防府市中小企業振興基本条例が議員から提案され、全員の一致で可決し、平成27年8月より施行することとなりました。

- 中小企業振興基本条例検討協議会…平成25年4月立ち上げ後、11回開催
- 条例制定のための作業部会…第6回の協議会において設置、18回開催
- 市内企業の視察…7カ所
- 議員研修会…テーマに取り上げ、条例作成に対する議会全体の理解が深まるよう努めた。

主な内容（平成27年8月施行予定）

中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者、中小企業関係団体、大企業、金融機関の役割、市民の協力を明示し、特に小規模企業者に配慮して、施策の基本的方針等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、防府市の経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するための条例です。

【中小企業振興基本条例の構成】



④ 特別委員会での取組み

ア 総合交通体系について（総合交通体系調査特別委員会）

委員会設置の背景と目的

生活交通のあり方が時代の流れに合わなくなり、利用者が減少し、その路線を維持するために、国・県・市が事業者に対して補助を行い、その補助額が年々増えている状況があります。一方で、交通不便地域にお住まいの方、高齢者の方には生活交通に対するニーズがあること。これらが、委員会設置の背景となります。

そして、このような背景を踏まえた上で、道路・海上交通・生活交通および環境に配慮した交通体系全般の諸問題についての調査研究を行うことが委員会設置の目的の一つとなります。

もう一つの目的が、新たな交通サービスの導入による生活交通の維持及び活性化策について調査研究を行うことです。

委員会での取組み

平成 25 年 3 月 26 日に設置された総合交通体系調査特別委員会では 7 回の委員会が開催され、生活交通の活性化、離島航路・鉄道・バスの状況・新たな交通サービス・主要幹線道路の整備・環境に配慮した公用車等をテーマとして審議を重ねました。

【検討された項目】

- ・新たな交通サービス、野島離島航路のあり方、市内 JR 駅のバリアフリー化
- ・デマンドタクシーの導入について（大道地区では、今年の 4 月よりデマンドタクシーの運行が開始された。）
- ・（仮称）バス半額手形について、防府市生活交通マップについて、サイクルアンドライドの推進について

切畑デマンドタクシー運行開始

大道地区におけるデマンドタクシーが 4 月 1 日から開始され、切畑デマンドタクシーの運行開始式が JR 大道駅前広場において行われました。

防府市で初めてのデマンドタクシーとしての運行となります。この取組みが、市内の交通不便地域にそれぞれに適した方式によって広がる事を期待します。



切畑地区デマンドタクシー

切畑地区デマンドタクシーは、利用者の自宅とJR大道駅を予約があった場合にのみ送迎する乗合いタクシーです。



イ 庁舎建設について（庁舎建設調査特別委員会）

庁舎の現状

現在の市庁舎は、昭和29年に1号館と5号館が建設されて以来約60年が経過し、その後増築が繰り返されてきました。

しかし、今日、施設の老朽化や耐震性への不安、バリアフリーへの対応にも限界があり、さらには、庁舎が分散していることから、市民の利便性の低下など様々な課題を抱えています。

特に、大きな地震が起きた場合に、耐震診断では、倒壊し、または崩壊する可能性が指摘され、1号館等は、耐震補強も困難であることから、庁舎の建替えについて、具体的な検討が始まりました。

棟名	建築年	耐震性	備考
1号館	S29	×	補強困難
2号館	S46	×	
3号館	S36	×	
4号館	S56	×	
5号館	S29	×	
議会棟	S57	○	

庁舎建て替えに向けての取組み

市執行部では、昨年度、庁舎建設に関する市民の方々の意見を聴こうと、学識経験者や各種団体からの推薦者、公募による市民が参加する「防府市庁舎建設懇話会」を設置し、懇話会からは、3月に意見報告書が提出されました。

さらに今年度はこれを発展させ、「防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会」を8月に設置します。

したがって、市議会では、今年度から、市庁舎の現状や課題を把握するとともに、まちづくりや地域経済等に大きな影響を及ぼす庁舎建設の在り方について調査研究する「庁舎建設調査特別委員会」を立ち上げました。先月、第2回目の会議を開催しました。

今後、市民、執行部、市議会が連携し、将来の防府市にふさわしい庁舎の建設を検討していく必要があります。

今後のスケジュール概略

年度	内 容
H27年度	4月～7月 業務委託業者選定、委員の公募 8月 基本構想・基本計画検討委員会の設置
H28年度	市民アンケート調査、来庁者アンケート調査 パブリックコメント ↓ 基本構想・基本計画の策定
H29年度	基本設計・実施設計
H30年度	
H31年度	建設工事 着工

⑤ その他

ア 排水対策について

これまでの議会報告会で、各地域で排水対策について要望がなされました。議会では、環境経済委員会で集中審議をしました。

防府市の下水道のあゆみ

防府市の公共下水道事業は、昭和33年度から防府駅を中心とした市街地の浸水防除を目的として、約245haを計画区域と定め、下水管と雨水管の合流方式による工事を主体に事業に着手しました。

雨水整備については、都市下水路事業として新田、古浜、大道、富海、富海第2、田島、古祖原地区の7か所について事業認可を受けて、事業を実施してきました。

雨水対策についての環境経済委員会所管事務調査：平成26年11月20日

【執行部の説明内容】

市街地を中心に実現可能な浸水対策を見直し、平成23年度に全体域2、231haの都市下水路編入等の変更認可を受けており、その内容は、主に市街化区域に係るもので、基準降雨量の見直しによる雨水排水対策（案）や整備優先順位、浸水原因のまとめ等が説明されました。

今年度から、古浜ポンプ場の排水対策に係る実施設計をし、雨水排水の幹線計画を見直すこととしています。

【議員の意見】

市街化区域内のことが中心であり、市街化区域外の雨水排水対策にも目を向けて進めるべきでは。

【執行部の回答】

周辺地域については、幹線可川まで計画的に整備していきます。また、従来通り農業排水路や道路側溝、また、中小河川等についてはそれぞれの担当部署で対応してまいります。

「雨水貯留浸透施設」設置に対する補助対象区域の拡大

【対象地区】市内全域（ただし急傾斜地崩壊危険区域、地滑り防止区域を除きます）

【助成額】設置費の2/3に相当する額

- ・浄化槽転用雨水貯留槽（上限10万円）
- ・雨水貯留槽（上限3万円）
- ・雨水浸透ますA型（上限5万円）
- ・雨水浸透ますB型（上限3万円）

雨水貯留浸透施設の必要性について

